

○外務省告示第二百二十九号

令和六年七月二十四日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

令和六年八月十六日

外務大臣 上川 陽子

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(以下「MDA協定」という)に言及する光榮を有します。MDA協定は、各政府は、経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、他方の政府に対し、(中略)援助を供与する政府が承認することがある装備、資材、役務その他の援助を、両署名政府の間で行うべき細目取極に従って、使用に供するものとする」ことを特に規定しています。本大臣は、更に、二千七年八月十日に東京で署名された秘密軍事情報保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「GSO MIA」という)に言及する光榮を有します。

MDA協定に基づき、アメリカ合衆国政府は、各種の防衛分野における物品及び技術の日本国に対する供与を承認してきており、また、日本国政府は、日米安全保障体制の効果的運用を確保するために、特に、両政府間の合意を構成する二千六

年六月二十三日付けのアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文(以下「二千六年の交換公文」という)に基づいて防衛分野における武器及び技術の供与を促進してきました。そのような相互交流は、促進されるべきであります。

また、日本国政府は、防衛装備品及び技術の海外への移転は、特にインド太平洋地域において平和及び安定を確保し、力又は威圧による一方的な現状変更を抑制し、並びに日本国にとって望ましい安全保障環境を創出するための重要な政策上の手段となるという見解を表明しました。日本国政府は、このため、そのような供与が日米安全保障体制の効果的運用に寄与し、日本国の安全保障に資することから、厳格な管理が維持されるという条件の下、アメリカ合衆国に対して、1(b)に規定する武器であって、特に、日本国及びアメリカ合衆国の民間企業間のライセンス契約の下で生産されたものを供与する途を開くことを決定しました。日本国政府は、この合意に基づいて武器及び武器技術を供与するかどうかについて、案件ごとに決定するという政策を表明しました。

日本国政府の前記の政策に基づき、日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、武器技術の供与を促進することに加えて、武器の日本国からアメリカ合衆国に対する供与を容易にするための方途について討議を行い、その目的のために、日本国からアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与を実施するための枠組みを設けることを決定しました。この討議の結果及び決定については、1(a)、3の規定に基づいて行われる細目取極に従い、日本国政府は、弾道ミサイル防衛システム、の分野及び日本国政府により決定され、外交上の経路を通じて日本国政府よりアメリカ合衆国政府に対し通知される他の分野に関する共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術並びにアメリカ合衆国及び武器技術のアメリカ合衆国政府又はその承認する者に対する供与を、日本国の関係法令に従って承認する。供与される武器及び武器技術は、2の規定に従って識別され、及び決定される。

(b) この合意の適用上、「武器」とは、日本国の輸出貿易管理令別表第一の関連部分に掲げる物品のうち軍隊が使用するものであつて、直接戦闘の用に供されるものをいう。前記の表及び今後のその修正は、外交上の経路を通じ

て日本国政府よりアメリカ合衆国政府に対し通知される。「武器」製造関連設備は、「武器」に準じて取り扱う。「武器技術」とは、前記の「武器」の設計、製造又は使用に専ら係る技術をいう。武器技術が(a)に掲げる分野に関する共同開発及び共同生産以外の目的のために供与される場合には、「武器技術」とは、武器技術の供与を有効ならしめるため必要な物品であつて前記の「武器」に該当するものを含む。

2 (a) この合意の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協議機関として、武器・武器技術共同委員会(以下「JAMTC」という)を設置する。JAMTCは、適当な場合には、武器及び防衛分野における技術に関する事項について討議することができる。JAMTCは、二の国別委員会が構成される。

日本国側委員部は、次の者で構成される。防衛省の一の代表者 外務省の一の代表者 経済産業省の一の代表者 アメリカ合衆国側委員部は、次の者で構成される。国防省の一の代表者

在日本国相互防衛援助事務所の一の代表者 在日本国アメリカ合衆国大使館の一の代表者 (c) JAMTCは、特に、供与されるべき武器及び武器技術を識別するに当たつての協議機関として機能する。 (d) JAMTCは、日本国の東京において、いずれか一方の委員部の要請によつて会合する。

(e) 日本国からの武器及び武器技術の供与についてのアメリカ合衆国政府の要請に関する情報は、当該要請を討議することとなるJAMTCの会合に先立ち、外交上の経路を通じて日本国側委員部に伝達される。

(f) 日本国側委員部は、アメリカ合衆国側委員部から受領した情報及びJAMTCにおける討議に基づき、日本国政府がアメリカ合衆国政府又はその承認する者に対する供与の承認を行うことが適当である武器及び武器技術を決定し、その結果を外交上の経路を通じてアメリカ合衆国側委員部に通知する。

3 この合意を実施するため、特に、供与される武器及び武器技術、供与の当事者となる者並びに供与の詳細な条件を定める細目取極が両政府の権限のある当局の間で行われる。当該細目取極は、当該細目取極がこの合意に基づくものであることを明示的に規定している場合には、この合意に基づく供与に適用される。アメリカ合衆国政府の権限のある当局は、国防省とする。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。

4 この合意は、特に次のことを規定するMDA協定及びこれに基づく取極に従って実施される。

(a) いずれか一方の政府が承認することがあるいかなる援助の供与及び使用も、国際連合憲章と矛盾するものであってはならない。

(b) 各政府は、MDA協定に従って受ける援助を両政府が満足するような方法で平和及び安全保障を促進するため効果的に使用するものとし、いずれの一方の政府も、他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のため転用してはならない。

(c) 各政府は、MDA協定に従って受ける装備、資材又は役務の所有権又は占有権を、これらの援助を供与する政府の事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは委託を受けた者以外の者又は他の政府に移転しないことを約束する。

5 (a) MDA協定第三条1の規定及び適用される範囲内でGSO MIAに従い、アメリカ合衆国政府は、日本国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する秘密保持の措置をとり、また、アメリカ合衆国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、日本国政府の事前の同意を得ないで、アメリカ合衆国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らさないことに同意する。

(b) 関税、輸入税及び輸出税並びにこれらに類する課徴金は、アメリカ合衆国の関係法令に従って運用される。アメリカ合衆国の関係法令が許す限り、アメリカ合衆国政府は、容易に判別することができる関税、輸入税及び輸出税、これらに類する課徴金並びに輸入及び輸出に対する数量制限その他の制限が武器及び武器技術に関連して課されないことを確保することに努めるものとする。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府により受諾される場合には、この書簡及び受諾する旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日付に効力を生じ、二千六年の交換公文の全体を代替し、かつ、いずれか一方の政府による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとする。本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

日本国外務大臣 上川陽子閣下

(訳文)
 書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)
 本使は、アメリカ合衆国政府が前記の提案を受諾することを同政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日付に効力を生じ、二千六年の交換公文の全体を代替し、かつ、いずれか一方の政府による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとする。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

日本国外務大臣 上川陽子閣下

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十四年七月二十四日に東京で
 アメリカ合衆国特命全權大使
 ラーム・エマニエル閣下

日本国外務大臣 上川陽子閣下

ペトリオットPAC-2の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について

(2019)

平成26年7月17日

内閣官房
外務省
経済産業省
防衛省

1. 本日、我が国がライセンス生産を行っているペトリオットPAC-2の部品であるシーカージャイロ（以下「ジャイロ」という。）の我が国から米国のライセンス元への移転（以下「本件海外移転」という。）について、「防衛装備移転三原則」（平成26年4月1日閣議決定）及び「防衛装備移転三原則の運用指針」（平成26年4月1日国家安全保障会議決定）に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。

2. 現在、米国はペトリオットPAC-2の量産を計画しているが、本件ジャイロは米国における生産が終了しており、生産ラインは存在していない。こうした中、本件海外移転については、米国によるペトリオットPAC-2の生産・維持に寄与するものとして、米国政府から我が国に関心が表明されていることから、米国との安全保障・防衛協力の強化に資するものであり、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。また、本件海外移転に際し、我が国企業が部品を生産することになることから、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の確保に資するものである。さらに、本件海外移転の仕向先は米国であり、最終需要者はペトリオットPAC-2を生産する米国のライセンス元であり、適正管理の確実性は高い。加えて、ジャイロがペトリオットPAC-2の一部品であることや米国から要求仕様が明示されているライセンス生産品であること等を考慮すれば、我が国の安全保障上の問題はないと認められる。

3. 本件海外移転は、部品をライセンス元に納入するものであるため、仕向先の管理体制の確認をもって、適正な管理を確保することが可能である。そのため、最終需要者である米国企業からジャイロの管理体制を確認する。加えて、ジャイロが組み込まれたペトリオットPAC-2は米国以外の第三国に移転されることが想定されていることから、これを一元的に管理する米国国防省からPAC-2ユーザー以外への移転が厳しく制限されること等その管理体制についても確認する。これらにより、ジャイロの米国への移転後の適正な管理が確保されると認められる。

4. 経済産業省においては、上記の国家安全保障会議での審議の結果を踏まえ、本件海外移転に関する許可申請があった場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき、適切に対応することとする。

【参考】ペトリオットPAC-2及びジャイロの概要

ペトリオットPAC-2は、航空機等を迎撃するために米国が開発した地对空誘導弾であり、我が国においては、平成4年度からライセンス生産を開始し、現在も航空自衛隊が運用している。今般海外移転を認め得る案件に該当することを確認したジャイロは、シーカー（目標を捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置）に組み込まれている部品（全長約6cm）であり、このシーカーの向きを検知するものである。このジャイロは、米国のライセンス元からの要求性能を基に、汎用的な技術を用いて、我が国で生産している。

取扱 厳重 注意

防衛省 2026年6月7日

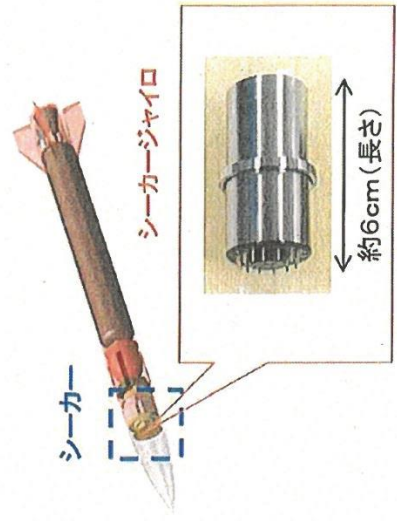
ペトリオットPAC-2の部品(シーカージャイロ)の米国への移転について

1. 案件の概要

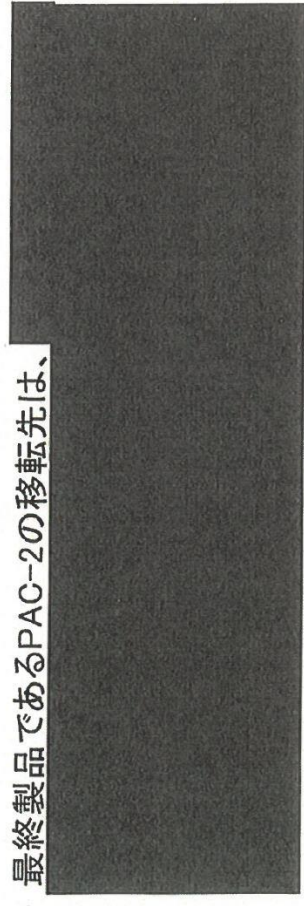
- ペトリオットPAC-2は、航空機等を迎撃するための地对空誘導弾で、[redacted]が米国 [redacted] からライセンスを受けて国内生産している。
- [redacted]、ペトリオットPAC-2の部品であるシーカージャイロ(以下、ジャイロ)の供給(米国への移転) [redacted] 米国政府 [redacted] からその米国への移転につき我が国に関心が表明されている。(米国ではジャイロの生産は終了しており、現在生産ラインが存在しない。)



ペトリオットPAC-2



シーカー: 目標を捜索・検知及び追尾するための構成部品
 ジャイロ: シーカーの向きを検知する部品



- 最終製品であるPAC-2の移転先は、

2. 防衛装備移転三原則上の整理

原則1: 移転を禁止する場合は明確化し、次に掲げる場合は移転しない

- ① 我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ② 国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- ③ 紛争当事国への移転となる場合

原則2: 移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査

- 【運用指針】1 防衛装備の海外移転を認め得る案件
 (2) 我が国の安全保障に資する場合
 イ 我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する場合
 (ウ) 米国からのライセンス生産に係る部品や役務の提供(後略)

- 【運用指針】2 海外移転の厳格審査の視点
 個別案件の輸出許可に当たっては、(中略)
 ・ 仕向先及び最終需要者の適切性
 ・ 当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度
 の2つの視点を複合的に考慮して、移転の可否を厳格に審査するものとする。

取扱 厳重 注意

- 原則1: 該当せず
- 原則2: 我が国の安全保障の観点から積極的意義あり
 - [] が生産するPAC-2の部品としてのジャイロの供給について、米国 [] から関心が示されていることから、それに応えることは同盟国たる米国との安全保障・防衛協力の強化に資する
 - []
- 本件は米国からのライセンス生産品に係る部品の提供
- ジャイロの仕向先は米国、最終需要者は [] であり、適切
- 我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度は、以下の観点から、非常に小さい
 - ジャイロはPAC-2のシーカーの一部品に過ぎない
 - ライセンス生産品(米側から要求仕様が明示)
 - 汎用的な技術を用い、25年以上前に国内で設計・製造

取扱厳重注意

原則3: 目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定

【運用指針】3 適正管理の確保

原則として、目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける。ただし、次に掲げる場合には、仕向先の管理体制の確保をもって適正な管理を確保することも可能とする。

(3) 部品等をライセンス元に納入する場合

仕向先の管理体制の確保に当たっては、合理的である限りにおいて、政府又は移転する防衛装備の管理に責任を有する者等の誓約書等の文書による確認を実施することとする。

- 原則3: 部品等をライセンス元に納入する場合であり、仕向先の管理体制の確保をもって適正な管理を確保。
- 移転を認める前提として、最終需要者である[]から、①目的外使用しないこと(ジャイロをPAC-2への組み込み以外に使用しないこと)及び②ジャイロ単体で第三国移転をしないことを明記したエンドユーザー認証を取ることとする。
- さらに、最終製品であるPAC-2(当該ジャイロ搭載装備品)を一元管理する米国防省から、①ジャイロに関する日本の協力への関心があること、②米国防内法に従い、PAC-2を適切かつ一元的に管理すること、PAC-2ユーザー以外への移転が厳しく制限されること等について書簡で確認する。

3. 結論

本件ジャイロの米国への移転は、①移転を禁止する場合に該当せず、また、②移転を認め得る場合として、厳格に審査した結果、我が国の安全保障上及び懸念の程度は低く、仕向先及び最終需要者も適切と認められる。さらに、③移転後の適正な管理を確保することが可能である。以上により、本件ジャイロの移転を認め得るものとする。

facebook

ログイン

U.S. Central Commandさんの投稿

×



U.S. Central Command

2025年6月24日 · 公開

...

U.S. and Qatari Forces Successfully Defend Against Iranian Ballistic Missile Attack on Qatar's Al-Udeid Air Base

Today, U.S. forces, alongside our Qatari partners, successfully defended against an Iranian ballistic missile attack targeting Qatar's Al-Udeid Air Base near Doha, Qatar.

Thanks to the professional, competent, rapid and coordinated response of U.S. and Qatari forces, the ballistic missile attack was defeated by U.S. and Qatari Patriot batteries and there were no casualties to American or Qatari personnel.

U.S. Central Command appreciates the enduring military-to-military relationship with Qatar — a partnership that has spanned more than 50 years.

"We will continue to aggressively defend our service members and partners in the region. Our adversaries should have no doubt about our resolve or our capabilities," said General Michael Erik Kurilla, Commander of U.S. Central Command.

